

通年雇用奨励金

北海道、東北地方等気象条件の厳しい積雪寒冷地（13道県）において、季節的業務に従事する労働者を通年雇用した事業主に対して通年雇用奨励金を支給し、これらの者の通年雇用化の促進を図る。

助成の内容

【 指定業種の事業主 】

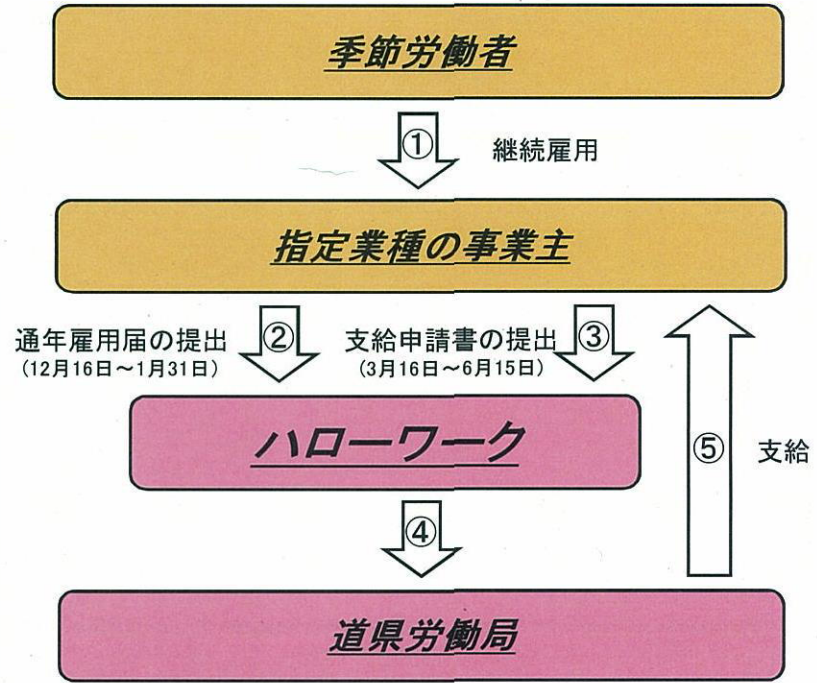
- 賃金助成
 - ・季節労働者を通年雇用した場合
 - 対象期間(12月16日～3月15日)に支払った賃金の2/3(初回)、1/2(2、3回目)の額を3年間
 - * なお、対象期間に季節労働者を指定地域外に就労させ、その季節労働者の移動に要する経費を事業主が負担した場合には、交通費等の経費(往復)の合計額に対し、助成があります。
 - ・季節労働者を季節的業務以外の業務へ転換させた場合
 - 業務転換開始日から6ヶ月間に支払った賃金の1/3の額
 - ・季節労働者を通年雇用したものの、当該労働者を休業させざるをえない場合
 - 対象期間に支払った賃金(休業手当を除く)及び1月から4月に支払った休業手当の合計額の1/2(初回)、1/3(2回目)の額を2年間
- 新分野進出への助成
 - ・季節労働者3人以上を通年雇用するため、新分野の事業に進出した場合
 - 事業所の設置・整備に要した費用の1/10の額を3年間
- 職業訓練への助成
 - ・季節労働者を通年雇用し、業務に必要な知識及び技能を習得させるために職業訓練を実施した場合
 - 季節的業務の訓練………事業主が支払った費用の1/2の額
 - 季節的業務以外の訓練………事業主が支払った費用の2/3の額

【 指定業種以外の事業主 】

- 季節労働者を試用雇用し、引き続き常用雇用した場合
 - 常用雇用後6ヶ月間に支払った賃金の1/2の額から試用雇用奨励金受給額を減額した額

支給までの流れ

『 季節労働者を通年雇用し、賃金助成を受ける場合 』



* 事業所の所在地によって、②、③が道県労働局への提出となる場合がある。

※ 季節労働者…9月16日以前から雇用され翌年の1月31日において雇用保険の特例一時金の受給資格を得て、支給を受けることが見込まれる方
 ※ 13道県(指定地域)…北海道、青森、岩手及び秋田(全市町村) 宮城、山形、福島、新潟、富山、石川、福井、長野及び岐阜(一部の市町村)
 ※ 指定業種…①林業 ②採石業及び砂、砂利又は玉石の採取業 ③建設業 ④水産食品製造業 ⑤野菜缶詰、果実缶詰又は農産保存食品の製造業 ⑥一般製材業 ⑦セメント製品製造業 ⑧建設用粘土製品(陶磁器製のものを除く。)の製造業 ⑨特定貨物自動車運送業 ⑩建設現場において据付作業を行う「造作材製造業(建具を除く)」、「建具製造業」、「鉄骨製造業」、「建設用金属製品製造業(鉄骨を除く)」、「金属製サッシ・ドア製造業」、「鉄骨系プレハブ住宅製造業」、「建築用金属製品製造業(サッシ、ドア、建築用金物を除く)」、「量製造業」⑪農業(畜産農業及び畜産サービス業を除く。)